

茨城県内の港湾の一部岸壁供用の開始について【第九報】

4月2日8時30分から茨城港日立港区第1ふ頭1-B岸壁の供用が再開され、また、鹿島港北公共ふ頭C岸壁の泊地の航行安全性が確認されたことから船舶の吃水制限が解除されますのでお知らせします。

1. 利用可能な岸壁の概要 (下線表記が今回新たにお知らせするもの)

港(区)名	地区名	岸壁名	水深 ()は吃水 ^{※1}	供用開始日時	備考
茨城港 日立港区	第1ふ頭	<u>1-B</u>	<u>(5.5m)</u>	<u>4/2 8:30</u>	<u>本来水深:-7.5m</u>
		1-C	(5.5m)	3/29 8:30	本来水深:-7.5m
	第2ふ頭	2-B	(6.5m)	3/20 13:00	本来水深:-9m
	第5ふ頭	5-D	(9m)		本来水深:-12m
茨城港 常陸那珂港区	北ふ頭	B	-12m	4/1 10:00	—
		C	-10m	3/22 10:00	—
		H	-5.5m		—
	中央ふ頭	A	-7.5m	3/15 13:00	耐震強化岸壁
		B	-9m	3/22 10:00	—
茨城港 大洗港区	第4ふ頭	第4ふ頭岸壁	(5m)	3/24 10:00	本来水深:-8m
鹿島港	<u>北公共ふ頭</u>	<u>C</u>	<u>(8m) → -10m</u>	<u>4/2 8:30 制限解除</u> 3/20 13:00 緩和 3/18 17:00 供用	<u>—</u>
	南公共ふ頭	D	(6m) → -7.5m	3/25 10:00 緩和 3/22 10:00 供用	—
		E	(6m) → -7.5m		
		F	(6m) → -7.5m		
		G	(6m) → (8m)		
				本来水深:-10m	

※1 吃水表記は、海中に障害物があるため、吃水制限により暫定供用する岸壁。

2. 対象船舶

当該公共岸壁の利用については、港湾管理者が認める船舶が対象となります。
 なお、港湾管理者はすべての船舶について協議に応じることとしております。

3. 岸壁利用に関する手続きの連絡先

茨城県 土木部 港湾課 ^{やなおか}柳岡、^{せいし}勢子 電話：029-301-4516

4. 今後の対応

茨城港及び鹿島港のその他の岸壁においても、損傷が少ないものから応急的に復旧し、また航路等における吃水制限の解除も含め、使用可能な岸壁の拡大を目指して参ります。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ
 横浜海事記者クラブ 神奈川建設記者会 神奈川県政記者クラブ 茨城県政記者クラブ

問い合わせ先

茨城県 土木部 港湾課長 ^{すどう}須藤 ^{けんいち}賢一 (電話 029-301-4516)
 国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 港湾計画課長 ^{ひがしひら}東平 ^{のほる}伸 (電話 045-211-7415)
 茨城海上保安部 交通課長 ^{もりはし}守橋 ^{きよたか}清隆 (電話 029-262-4106)
 鹿島海上保安署 次長 ^{たかはし}高橋 ^{たまき}環 (電話 0299-92-2601)

位置図

- ・茨城港 日立港区
- ・鹿島港





茨城港 日立港区 位置図

第1ふ頭地区 1-B、1-C岸壁(-5.5m)

第2ふ頭地区 2-B岸壁(-6.5m)

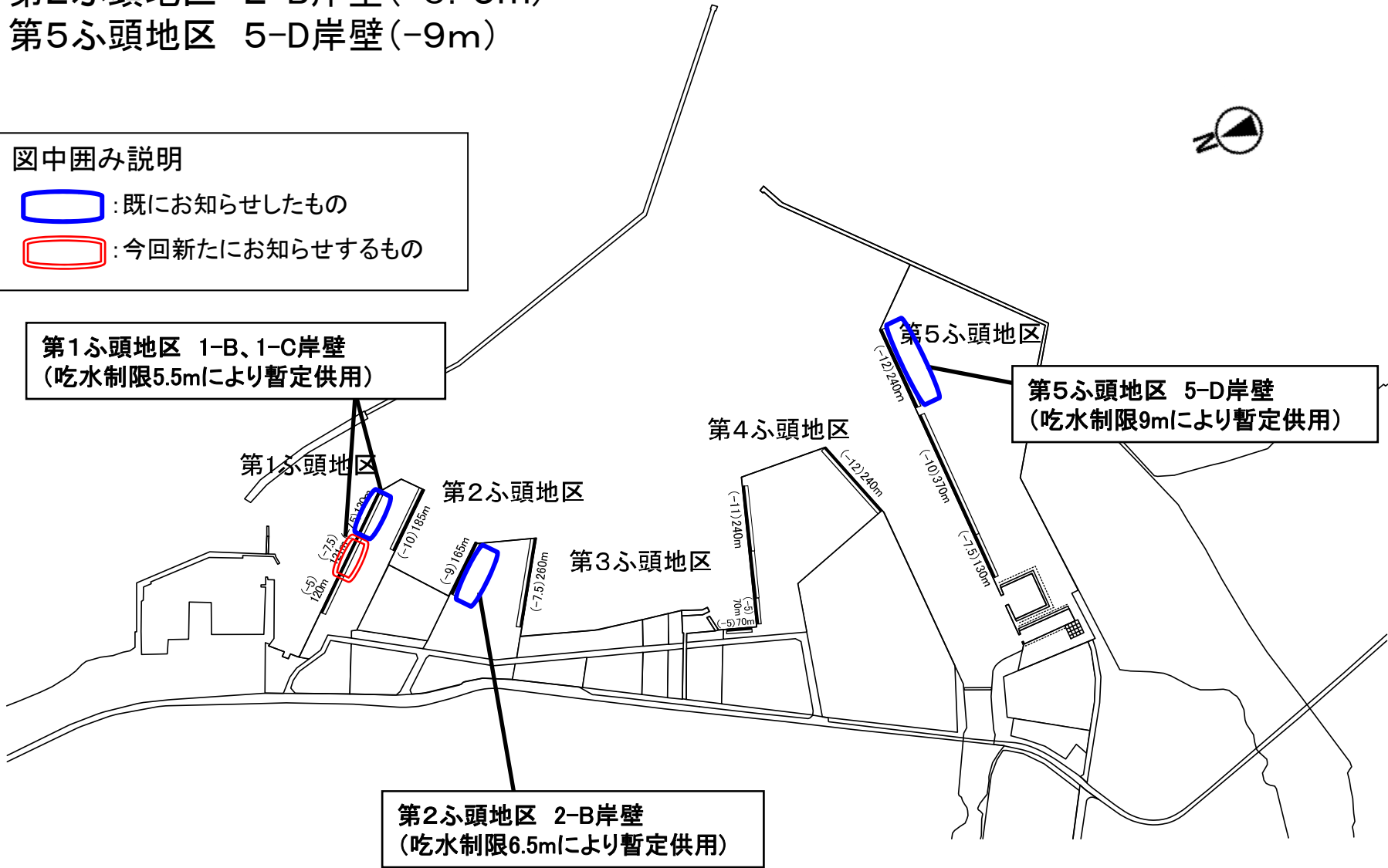
第5ふ頭地区 5-D岸壁(-9m)

図中囲み説明

-  : 既にお知らせしたもの
-  : 今回新たにお知らせするもの

第1ふ頭地区 1-B、1-C岸壁
(吃水制限5.5mにより暫定供用)

第5ふ頭地区 5-D岸壁
(吃水制限9mにより暫定供用)



第2ふ頭地区 2-B岸壁
(吃水制限6.5mにより暫定供用)


鹿島港


北公共ふ頭地区C岸壁(-10m)位置図

南公共ふ頭地区D、E、F岸壁(-7.5m)位置図

南公共ふ頭地区G岸壁(-8m)位置図

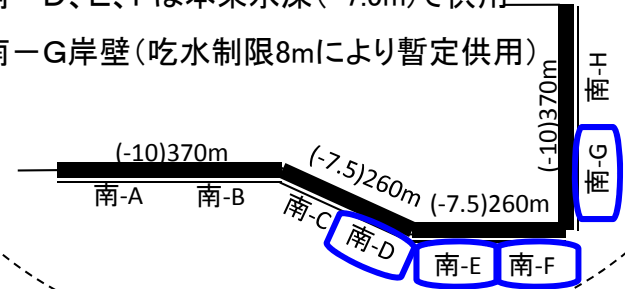
図中囲み説明

 : 既に本来水深または暫定吃水で供用している施設

 : 今回新たに吃水制限が解除された施設

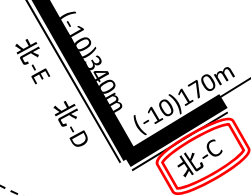
南公共ふ頭地区拡大図

南-D、E、Fは本来水深(-7.5m)で供用
南-G岸壁(吃水制限8mにより暫定供用)



北公共ふ頭地区拡大図

北-C岸壁(本来水深-10mにより供用)



北公共ふ頭地区

